

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(カードの種類)

第2条 カードの種類は次のとおりとする。

トラフィカ京カード

ア 大人用

種類	使用限度額
500円券	500円
1,000円券	1,100円
3,000円券	3,300円

イ 小児用

種類	使用限度額
1,000円券	1,100円

2 カードの使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗合自動車
- (2) 高速鉄道
- (3) 京都バス株式会社の乗合自動車（以下「京都バス」という。）

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第9条第1項中「特に定める場合のほか、これを制限しない。」を「令和5年3月31日までとする。」に改める。

第10条中「払戻しをしない。」の右に「ただし通用期間終了後に限り、案内所及び定期券発売所において払戻しを請求することができる。この場合において、手数料は収受しない。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 払戻しの期限は、令和5年4月1日から5年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程の施行の日前に発売したトラフィカ京カードは、この規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程に従い使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(交通局企画総務部営業調査課)